

上川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上川町まちづくり基本条例（平成20年上川町条例第19号）第7条第5項の規定に基づき、多様性を尊重し、誰もが認め合う共生社会の実現を目指すため、上川町パートナーシップの宣誓（以下、「パートナーシップ宣誓」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「性的マイノリティ」とは、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいう。
- (2) 「パートナーシップ関係」とは、双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に相互に協力し合うことを約した二者間の関係をいう。
- (3) 「パートナーシップ宣誓」とは、パートナーシップ関係にある者が、互いにその関係にあることを町長に対して宣誓することをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 パートナーシップ宣誓をすることができる者（以下「宣誓者」という。）は、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓者の双方が婚姻（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないこと。
- (3) 宣誓者の双方が当該宣誓に係るパートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (4) 宣誓者のパートナーシップ関係の相手方が民法第734条第1項に規定する直系血族、三親等以内の傍系血族又は同法第735条に規定する直系姻族でないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合を除く。
- (5) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 宣誓者の双方又はいずれか一方が町の区域内（以下「町内」という。）において居住していること。
 - イ 宣誓者の双方又はいずれか一方が届出の日から3か月以内に町内への転入を予定していること。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ宣誓は、双方から、上川町パートナーシップ宣誓制度に係る宣誓書（様式第1号、以下「宣誓書」という。）を町長に提出して行う。

- 2 宣誓者は、パートナーシップ宣誓を行う日時等について、あらかじめ町と調整するものとする。
- 3 宣誓者の双方又はいずれか一方が自ら宣誓書に記入することができないときは、両者の立会い

の下、他の者に代筆させることができる。

(宣誓時における添付書類)

第5条 宣誓書には、次に掲げる書類等の写しを添付するものとする。

(1) 第3条に規定する婚姻をしていないことを証明する次のいずれかの書類（宣誓の日前3か月以内に発行されたものに限る。）

ア 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）

イ 独身証明書

ウ その他、町長が適当と認める書類

(2) 次のいずれかに該当することを証明する書類（届出日前3か月以内に交付されたものに限る。）

ア 第3条第5号アの要件に該当する場合にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しであって、個人番号が記載されていないもの。ただし、第8条に規定する届出を行う者は、子の記載のあるものに限る。

イ 第3条第5号イの要件に該当する場合にあっては、転入予定先の住所が確認できる不動産会社等が発行した書類

ウ アからウまでに掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

(3) 第6条に規定する通称名の使用を希望する場合にあっては、前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 宣誓者は、本人であることを証明する次に掲げるいずれかの書類を宣誓時に提示するものとする。

ア 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（表面のみ）

イ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証

ウ 旅券法（昭和26年法律第267号）第2条第2号に掲げる一般旅券

エ 官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼り付けられたもの

オ アからエまでに掲げるもののほか、町長が適当と認める書類

(通称名の使用)

第6条 宣誓者が通称名の使用を希望する者は、町長が特に必要と認める場合に限り、パートナーシップ宣誓における氏名について通称名を用いることができる。

2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の写しを宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第7条 町長は、提出のあった宣誓書、添付書類等を確認し、適切であると認められるときは、上川町パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号。以下「受領証」という。）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領カード」という。）に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

(子に関する記載)

第8条 宣誓者と生計を一にする未成年の実子又は養子（以下「子」という。）がいる場合であつて、当該宣誓者が受領証及び受領カード（以下「受領証等」という。）に当該子の記載を希望するときは、子に関する届出書（様式第4号）に、当該子の生年月日が確認できる書類を添えて町長に提出するものとする。

2 前項の規定は、既に宣誓を行った者が新たに子の記載を希望する場合において準用する。
（再交付）

第9条 受領証等の再交付を希望する者は、第14条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第5号。以下「再交付申請書」という。）により申請することができる。

2 前項の場合において、町長が必要と認める場合は、再交付申請書に加えて、第3条の要件を備えていることを証明する書類を提出するものとする。

3 第1項の申請があつたときは、町長は受領証等を再交付するものとする。

（受領証等の返還）

第10条 受領証等の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第6号）に受領証等を添付し、町長に届け出なければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の返還を要しないものとする。

- (1) パートナーシップ関係が解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 第3条第2号、第3号及び第5号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
- (4) 受領証等の返還を希望するとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が認めるとき。

（宣誓の無効）

第11条 次の各号いずれかに該当する宣誓は無効とする。ただし、第3号に該当する場合は、要件に該当しなくなった時点以降に限り無効とする。

- (1) 宣誓者がパートナーシップを形成する意思を有しないとき。
- (2) 宣誓の内容に虚偽があつたとき。
- (3) 受領証等を不正に改ざんしたとき。
- (4) 第3条第2号、第3号及び第5号に掲げる要件に該当しないとき。

2 前項の規定により宣誓が無効となった者は、直ちに受領証等を町長に返還しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により宣誓が無効となった場合は、受領証等の交付番号を公表することができる。

（自治体間での相互利用）

第12条 受領証等の交付を受けた者が、町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定（以下「協定」という。）を締結している自治体へ転出する場合であつて、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書（様式第7号）を提出したときは、当該自治体においても町が交付した受領証等を継続して使用することができる。

2 町と協定を締結している自治体から町へ転入した者は、当該自治体が交付した受領証等（継続

使用の手続がされたものに限る。)を町において継続して使用することができる。

3 前2項の規定により継続して受領証等を使用している者が、第10条第1項各号に該当した場合又は町と協定を締結している自治体以外の自治体に転出した場合には、当該受領証等を交付した自治体に返還するものとする。

4 第1項の規定により継続して使用している受領証等の再交付については、第9条の規定を準用する。

(上川中部圏域での連携)

第13条 前条に掲げる事項のほか、様式第1号、様式第4号、様式第5号、様式第6号及び様式第7号の提出については、上川中部圏域の1市8町(旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町)のうち、パートナーシップ宣誓制度に関する連携協定を締結しているいずれの自治体においてもできるものとする。

(宣誓書の保存)

第14条 町長は、宣誓書等について、第10条の規定により受領証等が返還された日又は宣誓者が同項各号に該当すると町長が認める日のいずれか早い日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

(個人情報の取扱い)

第15条 町長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき適切に取り扱わなければならない。

(周知啓発)

第16条 町長は、町民及び事業者に対し、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、周知啓発に努めなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。